柏市LGBTガイドライン修正箇所一覧（案）

全体

No.	①修正内容	②修正理由	③根拠
1	「性自認」を「ジェンダーアイデンティティ」に修正	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 」に示されるように，国全体で「ジェンダーアーデンティティ」という用語が使用されているため合わせる。	・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 （令和5年6月23日施行）

第１章

No.	①ページ・修正箇所	②修正内容	③修正理由	④根拠
1	**P1「はじめに」第1～3段落（国の動向に関する記載）**	「令和5年に『性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律』が施行され，令和8年6月16日に『性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画』が閣議決定された」旨を追記する。	ガイドライン策定後の最も重要な制度改正であり，国の施策との整合を図るため。	・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 （令和5年6月23日施行）（以下，理解増進法） ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画 （令和8年6月16日閣議決定）（以下，基本計画）
2	**P1 最終行「※当ガイドラインでは，性的マイノリティの方の総称として『LGBT』と表記させていただきます。」**	「当ガイドラインでは，作成当時からの継続性を踏まえ便宜上『LGBT』と表記する場合がありますが，性的指向及びジェンダーアイデンティティをはじめ，多様な性のあり方全体を対象としています。」へ修正。	現在の行政文書では「LGBT」は便宜上の総称として用いられることが多く，対象を限定する趣旨ではないことを明確にした方が適切であるため。	・理解増進法 第3条（基本理念） ・基本計画 第1章「はじめに」（多様な性のあり方の尊重）
3	**P2「性の多様性について知り，行動するための心得」③**	「本人の了承なく周囲に伝えること（アウティング）は絶対にしないでください。」の後に，「やむを得ず情報共有が必要な場合は，本人の意思を確認し，共有範囲を必要最小限とする。」を追記。	「アウティングをしない」だけでなく，行政実務上の情報共有の考え方を明確にするため。	・理解増進法 第3条（基本理念） ・個人情報の保護に関する法律 第69条（利用及び提供の制限）
4	**P3「1 性を構成する要素」**「性を構成する要素は主に4つの組合せによって形づくられています。」	「性のあり方は，身体の性，性自認，性的指向，性表現など，様々な要素によって構成されています。これらの要素の組み合わせは一人ひとり異なり，多様です。」などの表現へ修正する。	「4つ」と限定的に示すよりも，現在の行政資料や国の考え方に沿って，性のあり方の多様性をより適切に表現するため。	・理解増進法第3条（基本理念） ・基本計画　第２章（SOGI の多様性に関する現状と課題）
5	**P4「LGBT以外のセクシュアリティに関する言葉」**「インターセックス（Intersex）」	インターセックスとDSDを完全な同義語として扱うことは適切ではないとの整理も示されているため，現在の医学的・人権的な整理に合わせて説明を修正する。	現在の情勢に合わせ，より正確な記載とする必要があるため。	・国連等の国際的人権機関によるインターセックスの人権保障に関する整理・勧告
6	**P4「LGBTQ・LGBTI・LGBTIQ」**	「LGBTs」のみを追記するのではなく，「LGBTQ+など様々な表現がありますが，本ガイドラインでは便宜上『LGBT』を用います。」程度の注記に整理する。	略称は時代とともに変化するため，特定の略称を追加し続けるよりも，便宜的な表現であることを明確にする方が維持管理しやすいため。	
7	**P4「2 カミングアウトとアウティング」**	「本人の了承なく他に伝えることはプライバシーの侵害です。」に加え，「職務上知り得た性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に関する情報は，本人の意思を尊重し，業務上必要な場合を除き共有しない。」を追記。	行政職員向けガイドラインとして，アウティング防止だけでなく，職務上知り得た情報の適正な取扱いを明確にする必要があるため。	・理解増進法 第3条（基本理念） ・個人情報の保護に関する法律 第69条（利用及び提供の制限）

第２章

No.	①ページ・修正箇所	②修正内容	③修正理由	④根拠
1	**P5　冒頭（「公務に従事するにあたって…」）**	理解増進法の施行及び基本計画の策定を踏まえ，「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を尊重し，不当な差別的取扱いを行わず，一人ひとりの人格及び個性を尊重して対応する」旨を追記する。	ガイドライン策定後の法制度・国の基本方針を反映するため。	・理解増進法第3条（基本理念）

第３章

No.	①ページ・修正箇所	②修正内容	③修正理由	④根拠
1	**P8　章冒頭（「誰もが働きやすい職場を実現するためには…」）**	理解増進法の施行及び基本計画の策定を踏まえ，「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を尊重し，誰もが安心して働くことのできる職場環境の整備に努める」旨を追記する。	ガイドライン策定後の国の方針を反映するため。	・理解増進法第3条（基本理念） ・基本計画 第4章（講ずべき理解増進施策）
2	**P9　3「福利厚生制度等」**	「国や他団体の対応状況等を踏まえながら検討する」との記載を，「関係法令，国の制度改正及び本市の制度運用を踏まえ，継続的に見直しを行う。」へ修正する。	「検討」にとどまらず，制度改正に応じた継続的な見直しの姿勢を明確にするため。	
3	**P9　4「安全衛生」**	産業医等だけでなく，管理監督者・所属長も性の多様性に関する理解を深め，相談しやすい職場づくりに努める旨を追記する。	安全衛生は産業医だけではなく，日常的な職場マネジメントも重要であるため。	・基本計画 第4章（講ずべき理解増進施策）

第４章

No.	①ページ・修正箇所	②修正内容	③修正理由	④根拠
1	**P10　章冒頭（「柏市では，2017年（平成29年）に…」）**	ガイドライン制定後に実施された「柏市いじめ防止基本方針」の改訂について追記する。	最新の情報に更新するもの。	・柏市いじめ防止基本方針（令和8年4月改定）